



平成27年度 第3回

評議員会 議事録

平成27年12月16日（水）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

平成27年度 第3回 公益財団法人武蔵野市福祉公社 評議員会

1. 開催日 平成27年12月16日(水) 午後6時30分～午後7時15分
2. 会場 武蔵野市福祉公社 1階会議室
3. 評議員の現在数 5名(定足数 3名)
4. 出席者 評議員(議長) 渡部 敏夫 評議員 江幡 五郎  
評議員 岩岡 由美子 評議員 水村 裕一  
評議員 竹内 啓博
5. 欠席評議員数及び氏名 評議員1名 鈴木 省吾
6. 傍聴者 0名
7. 議事日程  
日程第1 議事録署名人の選出  
日程第2 議案第14号 特定個人情報の取扱いに関する規程の制定(案)について  
日程第3 議案第15号 職員就業規則の一部改正(案)について  
日程第4 議案第16号 準職員就業規則の一部改正(案)について  
日程第5 議案第17号 登録ヘルパー就業規則の一部改正(案)について  
日程第6 議案第18号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正(案)について  
日程第7 議案第19号 家事援助等給付事業実施規則の一部改正(案)について
8. 議事録作成者 理事長 長澤 博暁
9. 議事録署名人 議長(会長) 渡部 敏夫  
評議員 水村 裕一  
評議員 岩岡 由美子

渡部議長から本日の出席者について、出席評議員5名、定数6名で定款第20条による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があった後に、本評議員会の議事録署名人に水村裕一評議員、岩岡由美子評議員の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

#### 10. 議事の経過及び結果について

議案第14号 特定個人情報の取扱いに関する規程の制定について

議案第15号 職員就業規則の一部改正について

議案第16号 準職員就業規則の一部改正について

議案第18号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正について

渡部議長から、関連性があるため一括審議の申し出がなされ、他の評議員から異議はなく、一括して審議することとした。

#### 事務局説明

福島総務課長 議案第14号 特定個人情報の取扱いに関する規程の制定について説明します。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨及び目的に鑑み、公益財団法人武蔵野市福祉公社における特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保するとともに、公社に対し本人が保有特定個人情報の開示、訂正、消去並びに収集、目的外利用及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、公社の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することに資するよう、公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程の特例を定めるため、承認を求めるものでございます。詳細については担当より説明します。

新谷総務主査 特定個人情報の取扱いに関する規程（案）についてご説明します。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにより、事業者には安全管理措置として、個人番号を取り扱う事務の明確化、特定個人情報等の範囲の明確化、事務取扱い担当者の明確化が定められており、これらの明確化した事務における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、取扱規程を策定しなければならない、とされていることから、特定個人情報の取扱いに関する規程を定めるものです。

第1章は総則として、本規程の目的や公社の責務等を定めたものです。

第2章は特定個人情報の収集、管理、利用及び提供として、収集の制限、適正な管理、操作状況の記録、委託に伴う措置、受託者の責務、個人番号の利用範囲、目的外利用の制限、提供

の制限、保護措置について定めたものです。

第3章は特定個人情報の開示、訂正等の請求として、特定自己情報の開示請求権、特定自己情報の開示、訂正及び消去の請求権、収集、目的外利用又は提供の停止の請求権、請求の手續、請求による当該自己情報の収集、利用の一時停止、請求に対する決定、開示等の実施、費用負担を定めたものでございます。

第4章は救済の手續等として、公社に対する苦情処理、個人情報保護規程の適用について定めたものでございます。

第5章は雑則として、他制度との調整、委任規程を定めたものです。

参考として、特定個人情報の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むために、基本方針（案）を添付いたしました。

これは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにより、「特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である」とされているもので、事業者の名称、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、質問及び苦情処理窓口等をその内容としています。

次に、参考資料2、特定個人情報の取扱いに関する要綱（案）について説明します。

本要綱は、特定個人情報の取扱いに関する規程第26条による委任を受け、理事長が定めるものでございます。

第1章は、個人番号を取り扱う範囲、特定個人情報の範囲等を定めています。

第2章は、安全管理措置として、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置について規定しております。

第3章は、特定個人情報の取得、第4章は利用、第5章は保管、第6章は提供、第7章は開示・訂正等、第8章は廃棄・削除についての詳細を定めております。

福島総務課長 議案第15号 職員就業規則の一部改正、議案第16号 準職員就業規則の一部改正、議案第18号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正についてご説明申し上げます。

これらは、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするため承認を求めるものでございます。

それぞれの詳細については、担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 職員就業規則の一部改正の詳細についてご説明申し上げます。第5条では、採用試験を受ける際に提出する書類について記載されております。3号に住民票記載事項の証明書とありますが、住民票取得の際に、希望すると個人番号が記載されることとなっております。

個人番号が記載されたものは、番号利用法に定める目的外利用ができないことから、目的は住所の確認のため、個人番号が記載されないよう明記したものです。

また、住民票の写しでも可能なため、住民票の写しの文言を加えました。

第6条では、選考方法について規定しておりますが、2号の住民票につきまして、前条の採用試験申込時に提出していることから削除し、個人番号の提出と確認のため、2号と3号を追加するものです。第3章、服務において、個人番号の提供の求め及び本人確認への協力を定める条を追加するものです。

続きまして、準職員就業規則の一部改正の詳細についてご説明申し上げます。第3章、服務規律に、条を追加し、個人番号の提供の求め及び本人確認への協力を追加するものです。

採用時に提出する誓約書に「私および私の家族の個人番号の提供の求め及び本人確認に協力すること」を追加するものです。

続きまして、フレックスヘルパー就業規則の一部改正の詳細について、ご説明申し上げます。

第3章、服務規律に、条を追加し、個人番号の提供の求め及び本人確認への協力を追加するものです。

## 質疑

江幡評議員 施行期日が平成27年12月16日となっているのはなぜか。また、文書の管理について、第8章の特定個人情報の廃棄・削除の件について、事務規定の第15条、文書の保存年限以下、17条等との関連性についてご説明いただきたい。

新谷総務主査 規程の施行日が本日となっておりますのは、本日も承認いただきましたら、速やかに特定個人情報の取扱い事務に入りたいと存じますので、本日とした次第です。

福島総務課長 事務規定の15条については、15条において法令に保存期間の定めのある文書等の保存期限は、当該法令に定める期間とされておりますので、特定個人情報については、保有の必要がなくなった情報については、速やかに消去するよう法に定められておりますので、そのような形で取り扱うことになろうかと思えます。

水村評議員 参考資料2 特定個人情報の取扱いに関する要綱の第3節の技術的安全管理措置として、個人情報の漏えいの対策として、事務局ではどのように管理しているのか。

福島総務課長 ファイアウォールとともに、各職員が作成した文書は、作成の時点で自動的に全てセキュアファイル化、いわゆる暗号化ファイルに、作成されることになっております。

個人情報でない文書についても、全て暗号化されておりますので、もし流出した場合でも、職員がいちいちパスワードをかけていなくても、ファイルサーバーの外ではその文書が見られ

ないというような形を新しいシステムでは導入して取り扱っているところでございます。

水村評議員 歯科医師会では、扱うデータがかなり増えてきて、上部団体もペーパーレスに力を入れており、資料はほとんど電子ファイルになってきて、事務局では対応し切れないので、外部の専門業者に委託するようにしたのです。

福島総務課長 外部に送るときは、セキュアファイルで送ると、外部の人が見られないので、今度はもう一つ一旦セキュアファイルを解除した上で、外部に送れるパスワード式の暗号化というソフトも入っております、それで暗号化した上で、パスワードを別メールで送付するような形で取り扱っているところでございます。

竹内評議員 特定個人情報を取り扱う業務というのは、職員の番号を管理する、謝金を支払う方の番号を管理する、そのほかでどういった局面が考えられるのか。また、それぞれの業務、この特定個人情報を取り扱う部署というのがどちらになるのか。簡単にご説明いただきたい。

福島総務課長 特定個人情報の取扱いに関する要綱に記載されております個人番号を取り扱う事務範囲、内容につきましては、職員の関連事務でございますので、総務課で取り扱うこととしております。人事給与システムを取り扱う端末を3台指定して、特定個人情報を取り扱うこととしております。

福祉公社の場合には、成年後見事業と権利擁護事業を取り扱っております、成年後見事業については、完全に本人の代理権を有しておりますので、本人として個人情報を取り扱う事務が発生してまいります。これについては、成年後見の他団体とも協議しながら、取扱いについては、別途規定を設けていく予定でございます。

地域権利擁護事業については、これに関するマイナンバー業務について、厚生労働省からは、取り扱って構わないというような通知が出ているが、現在、東京都社会福祉協議会では、差し控えるようにの通知も出ておまして、まだ混乱をしているような状況がございます。

この辺は委託元である東京都社会福祉協議会とも協議しながら、改めて規定を整備してまいりたいと考えております。

このほかに評議員から質疑、意見はなく、議案第14号「特定個人情報の取扱いに関する規程の制定について」議案第15号「職員就業規則の一部改正について」議案第16号「準職員就業規則の一部改正について」議案第18号「フレックスヘルパー就業規則の一部改正について」は、一件ずつ採決の結果、全会一致で本4案は承認された。

## 議案第17号 登録ヘルパー就業規則の一部改正について

### 事務局説明

福島総務課長 議案第17号 登録ヘルパー就業規則の一部改正についてご説明申し上げます。

退職者を再雇用するため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、登録ヘルパー就業規則の一部を改正するため、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。第3条第1項では、雇用予定者名簿への登録について、年齢65歳以下の者と規定しておりますが、介護者資格保持者の活用を図る観点から、退職者の再登録を進めていくため、適用除外事項を定めるものです。また第3章、服務規律に、条を追加し、個人番号の提供の求め及び本人確認への協力を追加するものです。

### 質疑

質疑、意見なく議案第17号「登録ヘルパー就業規則の一部改正について」は採決の結果、全会一致で本案は承認された。

## 議案第19号 家事援助等給付事業実施規則の一部改正について

### 事務局説明

福島総務課長 議案第19号 家事援助等給付事業実施規則の一部改正についてご説明申し上げます。平成27年10月から地域別最低賃金の時間額が907円へ引き上げられ、協力員の活動費を値上げしていることから、個別サービス利用料金の改定をするため、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明申し上げます。

荒井在宅サービス課長 平成27年10月から、地域別最低賃金の時間額が907円に引き上げられましたために、協力員の活動費を同月より家事援助910円、家事介護1,010円、力仕事1,110円に引き上げました。そのため、現行の利用料金が家事援助900円、家事介護1,000円、力仕事1,100円と利用者に請求しておりますため、福祉公社の持し出し分が生じてきております。そのために利用料金を改定いたしたいと存じます。また、地域別最低賃金の時間額が、近年、毎年19円ほど引き上げられておるといふ事実がございますので、来年度も同様の引き上げが見込まれるに当たり、来年度の引き上げ額を想定して家事援助950円、家事介護1,050円、力仕事1,150円と、いずれも50円アップした利用料金といたしました。また、来年度2回、利用料金を改定することによる混乱を避けるため、平成28年4月1日の1回の改定で対応いたします。

### 質疑

江幡評議員 利用者へのご説明は、どのようにされるのか。ご理解をいただくにはどういうふうにご説明されるか。

荒井在宅サービス課長 2年前にも50円アップしております。その際からご利用者様、協力員活動を利用されているご利用者様はかなり減ってきておりますので、個別に担当者が2月、3月、ご自宅を回りまして、ご了解を得ていくつもりでございます。

江幡評議員 今回も個別にご説明するのですね。

荒井在宅サービス課長 さようでございます。

このほかに評議員から質疑、意見はなく、議案第19号「家事援助等給付事業実施規則の一部改正について」は、採決の結果、全会一致で本案は承認された。

以上をもって、議案の全部を終了したので議長は閉会を宣言した。



本評議員会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成28年3月9日

議長（評議員）

渡部 敏久



議事録署名人（評議員）

岩岡由美子



議事録署名人（評議員）

水村 裕一



